

社会福祉課

1 児童福祉

(1) 児童福祉週間啓発活動

毎年、5月5日の「子どもの日」を中心とした児童福祉週間（5月5日から5月11日）において児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るため啓発活動を行っています。

平成29年度は、5月11日にJA糸島産直市場「伊都菜彩」において、チラシ及びティッシュペーパーを配布し、児童福祉に対する啓発活動を行いました。

(2) 保育所の状況

児童の健全な育成を図るため、保育所については、施設の充実、保育内容の向上、入所児童の適正な保育が行われるよう努めています。

【保育所の設置及び入所状況】

（平成30年3月31日現在）

区分 市町名	施設数		合計	定数（入所児童数）
	公立	私立		
糸島市	0	20	20	2,513人（2,828人）

※認定こども園（保育部分）を含む。

(3) 届出（認可外）保育施設の状況

平成13年11月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布、平成14年10月から施行され、これにより、認可外の保育施設事業者へ届出等が義務付けられました。

名称については、平成21年4月1日から福岡県と久留米市管轄地域では、従来の認可外保育施設から届出保育施設へと変更されました。

当所管内には、平成30年4月1日現在、8施設（うち居宅訪問型1施設）があります。

2 高齢者福祉

平成29年4月1日現在の住民基本台帳に基づく65歳以上の高齢者は、県全体で1,342,862人に達し、県人口の約26.2%を占めています。

当所管内における同日現在の高齢者の割合は27.5%で、平成28年4月1日現在の26.8%と比べ高齢化が進行しています。このため高齢者の福祉の増進に向け、糸島市と連携し、関係事業所に対し必要な助言等を行っています。

また、軽費老人ホーム事業費補助金の交付申請等の審査・進達、老人の日・老人週間（毎年9月15日から9月21日）関係業務、福岡県ねんりんスポーツ・文化祭の市町村大会における管内情報の取りまとめ等を行っています。

なお、当所管内における主な老人福祉施設の設置状況は次頁の表のとおりです。

3 介護保険

本庁からの権限移譲で平成18年度から居宅サービス事業者等の指定業務を実施しています。

また、平成18年4月の介護保険法改正で、指定基準等の遵守状況を定期的にチェックする仕組みとして、事業者指定に6年の有効期限が設けられました。

平成28年4月1日から県が所管する利用定員18人以下の指定通所介護事業所（18件）、平成30年4月1日から県が所管する居宅介護支援事業所（21件）が、糸島市の所管に移行しました。

【管内老人福祉施設の設置状況】

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

種別	施設名	定員	所在地	設置主体
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	富の里	50	糸島市富	社会福祉法人
	マイネスハウス	50	糸島市高上	社会福祉法人
	仙寿苑	50	糸島市二丈深江	社会福祉法人
	志摩園	130	糸島市志摩久家	社会福祉法人
老人保健施設 (介護老人保健施設)	ふる里	100	糸島市二丈深江	社会福祉法人
	志摩老健センターパキス	50	糸島市志摩小富士	医療法人
	まえばる老健センター	100	糸島市志登	医療法人
	ケアプラザ伊都	100	糸島市波多江立屋敷	医療法人
	おおた	18	糸島市浦志	医療法人
	ふくせい	18	糸島市高田	医療法人
	すみれ	29	糸島市神在	医療法人
養護老人ホーム	篠原の里	50	糸島市篠原	社会福祉法人
軽費老人ホーム	師吉荘	80	糸島市志摩師吉	社会福祉法人
ケアハウス	瑞梅苑	50	糸島市池田	社会福祉法人

【管内介護保険居宅サービス、居宅介護支援事業所】

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

訪問介護	21	特定施設入居者生活介護	1	介護老人保健施設	7
訪問看護	5	福祉用具貸与	4	介護療養型医療施設	3
通所介護	16	特定福祉用具販売	3		
通所リハビリテーション	7	居宅介護支援	21		
短期入所生活介護	7	介護老人福祉施設	4		
合 計					99 箇所

4 婦人保護及び母子父子寡婦福祉

婦人相談員兼母子・父子自立支援員が相談及び支援業務に当たっています。

(1) 婦人保護事業

「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV 防止法」という。)に基づき、要保護女子の保護と自立援助に努めています。

相談員は、要保護女子の発見に努め、諸般の問題について相談に応じ、自立のために必要な援助指導を行うこととされていますが、近年家庭内の諸問題や取り巻く環境も複雑化し、多種多様な相談内容となっています。

特に、平成 13 年の DV 防止法施行後は配偶者からの暴力による相談が急激に増加し、その内容も深刻化複雑化しています。DV 防止法は平成 16 年 6 月及び平成 19 年 7 月に改正され、保護命令の拡充や、市町村による相談支援センターの設置努力義務化等がなされました。当所においても平成 18 年 7 月から「配偶者暴力相談支援センター」の指定を受け、専用電話を設け DV に関する相談を受けています。

平成 26 年 1 月 3 日からは、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされることとなりました。

【相談状況】

(平成 29 年度)

	来所	(再掲)	電話	(再掲)	その他	計
		外国人からの相談		夜間相談 (17時以降の電話相談)		
		実人員		11		
延件数	16	3	69	0	6	91

【相談内容別実人員数（来所相談分のみ計上）】

(平成 29 年度)

内 容	人 間 関 係														
	夫 等				子 ども			親 族			交 際 相 手 か ら の 暴 力	家 庭 不 和	そ の 他 の 者 の 暴 力	男 女 関 係	そ の 他
	暴 力	夫 等 の 酒 乱	薬 物 中 毒	離 婚 問 題	そ の 他	暴 力	子 ど も の 養 育 不 能	そ の 他	親 の 暴 力	族 の 暴 力					
実人員	7	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	
延件数	11	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	

(前表に続く)

住 居 問 題	帰 住 先 な し	経 済 問 題				医 療 関 係				遊 不 純 異 性 交	売 春 強 要	関 係 ヒ モ 暴 力 団	の 他 5 条 違 反 そ の 他	計
		生 活 困 窮	借 金 サ ラ 金 ・	求 職	そ の 他	病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 出 産 ・ 妊	そ の 他					
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11
0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	16

(2) 配偶者からの暴力防止対策糸島地域連絡会議

DV 防止法の趣旨に基づき、被害者に対する迅速な対応及び自立を支援するために、関係機関及び団体等が密接な連携及び協力関係を築くとともに専門性を高め、地域における配偶者からの暴力被害者の保護・自立支援施策の推進を図ることを目的として、平成 14 年度に糸島地域の連絡会議を設置、現在、年間 1 回の会議を開催しています。

(3) 母子・父子・寡婦福祉

母子・父子・寡婦世帯の経済的自立の助成とその児童の育成を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付並びに生活相談に応じ、その自立に必要な指導を行うとともに福祉の増進に努めています。

なお、「母子及び寡婦福祉法」が、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改正(平成 26 年 10 月 1 日施行)され、母子家庭と同様に父子家庭が新たに支援の対象となりました。

【相談別件数】

(平成 29 年度)

内 容	生 活 一 般							小 計	児 童					小 計	生 活 援 助			
	住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 労	養 育 費	借 金	そ の 他		養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他		母 子 福 祉 資 金		父 子 福 祉 資 金	
															償 還	貸 付	償 還	貸 付
件 数	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1,220	106	0	4

(前表に続く)

生活援助							小計	その他							小計	合計
寡婦福祉資金		公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他		売店設置	たばこ販売	公営住宅 母子世帯向け	公営住宅 父子世帯向け	施設の利用 母子・父子福祉	施設 母子生活支援			
償還	貸付															
1	14	0	0	0	0	0	1,345	0	0	0	0	0	0	0	1,346	

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子・父子・寡婦世帯の自立の助成及び生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため必要な資金の貸与を行っています。

【母子父子寡婦福祉資金新規貸付件数】

(平成 29 年度)

種類	事業開始資金	事業継続資金	住宅資金	就職支度資金	技能習得資金	生活資金	転宅資金	修学資金	就学支度資金	修業資金	医療介護資金	結婚資金	資金 特例児童扶養	計
件数	0	0	1	0	1	0	0	12	9	0	0	0	0	23

5 障がい者福祉

(1) 身体障害者福祉

身体障害者福祉事務については、糸島市等関係機関の協力のもと推進を図っています（身体障害者相談員については、平成 24 年 4 月 1 日から糸島市に移管）。

身体障害者手帳の交付事務等については、平成 20 年 4 月 1 日から福岡県障害者更生相談所に集中化され実施されています。

【身体障害者手帳所持者数】

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

市町名	所持者数(人)	備考
糸島市	4,146	

(2) 知的障害者福祉

知的障害者福祉事務については、糸島市等関係機関の協力のもと推進を図っています（知的障害者相談員については、平成 24 年 4 月 1 日から糸島市に移管）。

療育手帳の交付事務については、平成 20 年 4 月 1 日から福岡県障害者更生相談所に集中化され実施されています。

【療育手帳所持者数】

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

市町名	所持者数(人)	備考
糸島市	803	

(3) 「障害者総合支援法」指定障害福祉サービス事業者等の指定等

障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、平成 15 年度から施行された支援費制度では、縦割りでのサービス提供等の問題点が指摘されました。このため、障害の違いに関わらず利用できるサービスを充実した障害者自立支援法が平成 18 年に施行されました。

この障害者自立支援法に基づく事業者等の指定等事務が、平成 18 年度本庁から当所へ移管されました。

なお、障害者自立支援法は平成 25 年 4 月 1 日から障害者総合支援法に改正されています。

【管内指定障害福祉サービス事業者等】

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

居宅介護	11	短期入所	8	就労継続支援(A型)	6
重度訪問介護	10	重度障害者等包括支援	0	就労継続支援(B型)	7
同行援護	6	施設入所支援	4	共同生活援助	7
行動援護	1	自立訓練	3		
療養介護	0	就労移行支援	3		
生活介護	9	合 計			75 箇所

(4) 腎臓疾患患者福祉給付金の支給事務

身体障害者手帳所持者で、就労等のために夜間に人工透析を 1 か月間に 5 回以上受けている腎臓疾患患者に対して通院に伴う交通費の一部助成をしています。

○平成 29 度腎臓疾患患者福祉給付金の支給状況

	前期分 (4 月 1 日～9 月 30 日)	後期分 (10 月 1 日～3 月 31 日)
人 数	12	12
延べ支給月数	72	72

※月額：2,000 円

(5) ふくおか・まごころ駐車場

「ふくおか・まごころ駐車場」とは、平成 24 年 2 月 15 日より、福岡県が、障害のある方や高齢で介護が必要な方、妊産婦の方などが公共施設・店舗等の障害者等用の駐車場を、安全かつ安心して利用できるように支援する制度です。

駐車場の管理者には、登録と「ふくおか・まごころ駐車場」の表示をしていただき、当事務所において対象者の方に「ふくおか・まごころ駐車場」の利用証を発行しています。

利用証のうち㊦緑色は、障害者・高齢者等用 ㊧赤色は、車椅子運転者用 ㊨オレンジ色は、妊産婦、けが人用となっています。

○利用証の新規発行数について

	身体障害等	高齢者(介護)	妊婦、けが人等	当所計	県全体計	備 考
H28	191	17	59	267	13,961	
H29	173	14	59	246	13,723	

6 社会福祉法人関係業務

社会福祉法人から提出された、設立・定款変更申請等を取りまとめ、本庁に進達しています。

また、社会福祉法人の申請に応じて、不動産使用証明、退職共済加入のための証明を行っています。

